

お客様各位

平成26年4月1日

すっかり春らしい温かい季節となりました。皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今月は下記の4点をまとめました。

1. 消費税引き上げ対応について
2. 平成26年度税制改正の成立
3. 労働法制について
4. 今月の税務～3月決算対策

1. 消費税引き上げ対応について

4月から消費税が引き上げられました。

4月以降の売上取引に適用する税率は基本的に新税率ですが、仕入については仕入先が3月までに出荷した場合は旧税率によることもあるため、請求書より税率を確認する必要があります。

また、4月以降の決済で経過措置を適用することで旧税率によっている場合は、当事者間で書面によりその旨を通知する必要があります。

2. 平成26年度税制改正の成立

今国会で平成26年度税制改正が成立し、4月1日から施行されています。

法人税関係では、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止が決定し、大企業向けには交際費の課税緩和として、飲食費に限って50%まで認めることや、所得拡大促進税制の適用要件として、給与等支給増加分割を現行の5%以上から26年度は2%以上に緩和されます。

所得税関係では、高所得者の給与所得控除が平成28年より縮小されます。

細部については次号以降で解説していきます。

3. 労働法制について

労働者派遣法の改正案については2月号でご説明しましたが、3月11日に労働派遣法の改正を閣議決定し、今国会に提出予定です。

派遣労働の期間制限を従来は業務単位であったものを個人単位・派遣先単位に変更することで原則として3年を超えて同一の組織に継続して労働できなくなります。

但し、派遣会社と無期雇用契約している場合は3年の限度は適用されず、無期限で派遣労働できるなど、派遣労働者保護のため、派遣会社への規制強化が行われる予定です。

有期労働契約では、5年を超えると無期契約への転換請求権が労働者に認められますが、これに変更が加えられ、高度専門労働者には10年とし、更に定年退職者は5年の対象から除外する案が示されています。

更に、助成金関係では平成26年度では雇用調整助成金の大幅な削減が決定され、その代わりに労働移動のための助成金が拡充されています。失業を伴わない移動を促進しています。

今後の動きに注意が必要です。

4. 今月の税務～3月決算対策

3月決算会社はこれから決算作業に入ります。

まず、決算に当たっては、まず自社の決算方針を定めることから始まります。

黒字が見込まれる場合は、翌期以降の経営資源としてどれだけ内部留保するのか、有効な節税対策はないか、等を見極めて、適切な手を打ちます。

一方、赤字で金融機関からの資金調達に不安がある場合は、少しでも当期の損失を減らす方法がないかを検討します。もっとも、資金面の不安がなければ無理に赤字幅を圧縮せず、繰越欠損金として処理したほうが、会社にとって有利であることには違いありません。

次に、決定した決算方針をもとに、実地棚卸、現金・受取手形などの実査、仮勘定の精算、各種引当金の設定資料の準備などを段取りよく進めましょう。

決算では短期間に多くの事務をこなさなければなりません。直前になって駆け込み処理をしたり、見切り処理をするような状況になれば、思わぬミスや見落としが発生し、税務調査等でトラブルになりかねません。余裕をもった事前準備と早めの対応を心掛けたいところです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4-1-8 ITCビル 408号室

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 078-862-1229 FAX 078-862-1282

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>